

申請方法、利用の流れ

事前確認

- ・事前に保健センター（TEL 04-7125-1189）にご連絡いただき、対象者や利用の流れについてご確認ください。

サービスの利用、サービス利用料の支払い

- ・サービス事業者等への依頼は申請者ご自身が行います。
- ・本事業は令和5年4月1日以降に利用したサービスが助成対象となります。
- ・サービス提供事業者等から請求された金額を一旦お支払いください。
次のものを必ず発行してもらってください。

- ①領収書の原本
 - ②明細書または請求書（サービス利用日、サービス内容、利用回数、金額が記載されたもの）
- ※タクシー費用助成を利用される方は下記添付書類が必要です

助成金の申請及び請求

- ・申請書類を揃えて、保健センターに提出してください。【郵送または持参】

〈提出書類〉

- ①若年がん患者在宅療養費用助成金支給申請書兼請求書
- ②サービス利用報告書
- ③主治医意見書 ※初めて助成金申請する際に提出
- ④助成対象サービスに係る領収書の原本と添付書類（下記参照）
- ⑤申請者の本人確認ができるもの（マイナンバーカードや運転免許証など写真つきの公的な証明書）
- ⑥振込先口座のわかるものの写し（通帳またはキャッシュカードなど）

◎申請書兼請求書等の申請書

類はこちらで入手できます↓

- ・野田市保健センター窓口
- ・野田市関宿保健センター窓口
- ・野田市ホームページ

居宅サービスの場合

- ・サービス提供事業者等が発行する領収書の原本
- ・事業者等が発行した明細書または請求書の写し（サービス利用日、サービス内容、利用回数、金額が記載されたもの）

タクシー運賃の場合

- ・利用日が記載された領収書の原本
- ・通院等で利用したことを確認できる書類の写し（受診の領収書、診療報酬明細書など）

〈注意事項〉

- ・申請書兼請求書の振込口座は、原則、助成対象者本人の口座を記入してください。本人以外の口座となる場合は、委任状等を提出してください。
- ・印鑑は朱肉をつけて押すものを使用してください（認印可）
- ・助成金の請求は1か月単位となります。複数月分をまとめて請求することも可能です。その場合、月ごとに、申請書兼請求書、サービス利用報告書を作成し、月ごとの利用料金がわかるように領収書と添付書類をまとめてください。
- ・申請書兼請求書の助成申請額、サービス利用報告書の合計額および助成申請額は、1円未満切り捨てとなります。
- ・月ごとの上限額に達しない場合でも、一度申請済みの月は、追加での申請はできません。
- ・申請期限は、サービスを利用した日が属する月の末日の翌日から起算して1年以内となります。
（例：4月15日に利用した場合→翌年4月30日が申請期限）

申請者への支払い

- ・申請内容を審査した後、市から「助成金支給決定（却下）通知書」を郵送します。助成金支給決定後に指定口座に助成金を振り込みます。